府令

○内閣府令第二十三号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第十四条第一項及び第十五条第一項（これらの規定を同法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する内閣府令

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年内閣府令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十四条第一項」の下に「（法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加える。

第二条第一項中「第十五条第一項」の下に「（法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

別記様式第一中「第14条第１項」を「第14条第１項（第18条の３第１項において準用する第14条第１項」に改める。

別記様式第二中「第15条第１項」を「第15条第１項（第18条の３第１項において準用する第15条第１項」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第二十四号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のとおり改正する。

目次中「第五十二条」の下に「・第五十三条」を加え、「第五十三条」を「第五十四条」に、「第五十四条・第五十五条」を「第五十五条・第五十六条」に改める。

第八条第八項中「二十七人」を「二十六人」に改める。

第五十五条を第五十六条とし、第五十四条を第五十五条とし、第五十三条を第五十四条とし、第五十二条の次に次の一条を加える。

（児童手当管理室並びに企画官及び業務管理体制検査官）

第五十三条　子ども・子育て本部に、児童手当管理室並びに企画官及び業務管理体制検査官を置く。

2　児童手当管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　児童手当に関すること（児童手当制度に関する企画及び立案に係るものを除く。）。

二　年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の経理に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

三　年金特別会計の子ども・子育て支援勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

3　児童手当管理室に、室長を置く。

4　室長は、統括官を助け、児童手当管理室の事務を掌理する。

5　企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。

6　業務管理体制検査官は、命を受けて、参事官の職務のうち子ども・子育て支援法第五十六条第一項及び第四項並びに第五十七条の規定による事務を助ける。

7　企画官の定数は、併任の者を除き二人と、業務管理体制検査官の定数は一人とする。

附　則

この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十五号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項及び船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項の規定に基づき、内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令（昭和三十七年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「内閣府大臣官房会計課長」を「内閣府大臣官房会計課長　子ども・子育て本部審議官（併任の者を除く。）」に改める。

附　則

この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十六号

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十八条」に、「第二十六条―第三十五条」を「第二十九条―第三十八条」に、「第三十六条―第四十一条」を「第三十九条―第四十四条」に、「第四十二条―第四十五条」を「第四十五条―第四十八条」に、「第四十六条―第五十条」を「第四十九条―第五十三条」に、「第五十一条」を「第五十四条」に、「第四章　子ども・子育て支援事業計画（第五十二条）」を「第四章　子ども・子育て支援事業計画（第五十五条）」に、「第五章　費用等（第五十六条―第五十九条）」を「第五章」に、「第五十三条」を「第六十条」に改める。